

(別紙)

### 選定審査の評価基準

#### 1. 基本事項

選定審査は、企画提案書並びにこれに基づくプレゼンテーション及びヒアリングの実施による企画提案の内容等に関する評価（以下「評価点」という。）と見積額による価格に関する評価（以下「価格点」という。）により行う。

#### 2. 評価点の評価基準及び算出方法

評価点の採点は、審査会を構成する各審査員により行う。

評価点の上限は、80点とする。

評価点の評価項目は、次の表による。

#### 【評価基準表】

(単位：点)

評価項目		評価の着目点
ア	業務体制・実績	過去のふるさと納税業務の実績から、本業務を円滑に進めることが期待できるか、また運用開始日までに、確実な運用開始が見込めるようなスケジュールを提示できているか。
		業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。また、余市町内での事業所設置や本業務遂行のため町内事業所との連携又は町内での雇用発生を見込んでいるか。
イ	法令等把握と遵守、個人情報保護対策等	ふるさと納税に関する法令や町の方針を把握しているか。また、寄附者の個人情報保護及び漏洩の防止についての有効性のある対策が講じられているか。
ウ	ポータルサイトの運営管理及びデータ連携	各ポータルサイト運営について、返礼品の充実など寄附金額や件数の増加につながる効果的な取組や適切な管理運営が期待できるか。また謝礼品の紹介ページは知見を活かし、寄附者の寄附意欲の向上につながるものになっているか。

エ	寄附管理システム	返礼品等の発注や在庫管理、配送状況を適切に管理することが可能か。
オ	受領証明書・ワンストップ申請書等の発送	寄附金受領証明書等の作成及び発送、事務フロー及びスケジュールは適切か。
カ	返礼品の開発・募集、事業者との連携、体制構築等	返礼品の開発において寄附金額や件数の増加を想像できる魅力的な提案となっているか。
		町内事業者への負担軽減や、返礼品の登録や変更においてスピード感を持った対応が可能な提案となっているか。
キ	コールセンター業務	寄附者からの問合せ・苦情、トラブル等に対して、適切かつ責任を持った対応や本町との連携・情報共有・町職員の業務負担軽減が期待できるか。
ク	広告・PR 業務	本町の魅力向上が見込めるプロモーションについて、有効性のある提案がなされているか、またプロモーションにおいては受託者負担で行う部分があり、寄附金額や件数の増加を想像できるものか。
ケ	ワンストップ申請受付・状況確認システム	利用するシステムの内容・機能は優れているか、町職員の業務負担軽減が期待できるか。
サ	その他	創意工夫に基づき、企画に独自性や優れた追加提案があるか、目標寄附金額を上回る期待ができるか。

(評価点の最高点：80点) 採択となる基準48点(審査員1人あたり)

### 3. 価格点の算出方法

価格点は、見積額により算定する。

評価項目は次の表により、①の基本委託料から広告費を差し引いたものに、②～④に規定する経費以外に生ずる経費を足して算出した金額を基準に評価する。

価格点の上限は、20点とし、企画提案者ごとの見積額による配点区分は公表しない。

(コ)	委託料見積価格 (価格点)	<p>①基本委託料 (見積金額、寄附金額に対する%) ※内訳として寄附受付に係る寄附者管理・在庫管理・謝礼品提供事業者への対応・コールセンター・受領証等の発送業務等といった事務手数料、サイト作成料、広告等の募集事務のそれぞれを含む。 ※広告費については基本委託料のうち何%にあたるか明示すること。</p> <p>②返礼品調達費 (見積金額、算出根拠)</p> <p>③返礼品配送料 (見積金額、算出根拠)</p> <p>※②、③について実費精算によらない請求方法の可否とその方式 (寄附金額に対する%)</p> <p>④ワンストップ特例処理費 (見積金額、単価 円/件)</p> <p>※ポータルサイトの使用料、各種決済手数料についての見積もりは不要。 ※上記以外に経費が生じる場合には、見積項目を追加して見積金額、算出根拠を記載すること。 ※すべての経費について見積条件は受入寄附金額を7億9千万円として算出すること。</p>
-----	---------------	--

(価格点の最高点：20点) 採択となる基準12点

#### 4. 受注候補者の選定方法

##### ア. 選定方法

各審査員が採点した評価点を企画提案者ごとに合計し、その値を採点した委員の数で除し、これに価格点を加算した合計（以下「合計点」という。）が最も高い企画提案者を受注候補者とする。なお、合計点が60点に満たない企画提案者は、選定の対象としない。

##### イ. 同点の場合の取扱い

合計点が最も高い企画提案者が複数の場合は、評価点の合計が高い者を受注候補者とする。

なお、評価点の合計が同点である場合は、見積額が低い者を受注候補者とする。上記によっても受注候補者を選定できないときは、くじ引きにより決定する。